

畜産・酪農危機をめぐる課題

～ 飼料価格の高騰と政策支援の在り方～

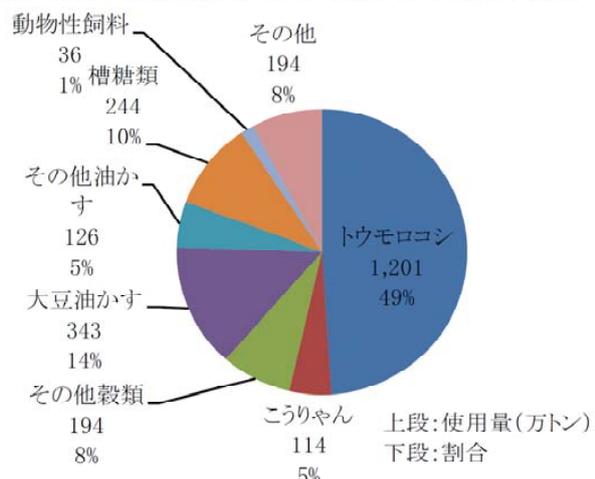
農林水産委員会調査室 いなぐま としかず
稲熊 利和

1. 飼料価格の高騰とその影響

我が国における農業産出額 8 兆 2,900 億円（平成 18 年概算値）のうち、畜産・酪農部門の産出額合計は 2 兆 4,200 億円と、米（1 兆 8,100 億円）や野菜（2 兆 600 億円）よりも多く、全体の約 3 割を占める。平成 18 年秋から始まった飼料価格の高騰は、その畜産・酪農経営に大きな打撃を与えた。

我が国では、対象の動物によって適正な割合に配合した、穀物を主成分とする、配合飼料の給餌による家畜飼養が主流となっている（図 1）。配合飼料の成分は、安価なトウモロコシが約 50 % を占める。その配合飼料価格が平成 18 年秋以降値上がり続け、18 年 7 - 9 月期の約 4 万 3 千円 / トンから、20 年 10 - 12 月期には約 6 万 8 千円 / トンへと、値上げが始まる前の約 1.6 倍まで上昇した。このような状況は、昭和 40 年代末の世界的な異常気象による穀物の大減産や旧ソ連による穀物の大量買付等から生じた飼料価格の高騰以来であり、広範囲で深刻な畜産・酪農農家の経営圧迫をもたらし、「平成の畜産危機」と言われている。

図1 配合・混合飼料の原料使用量(平成19年度)



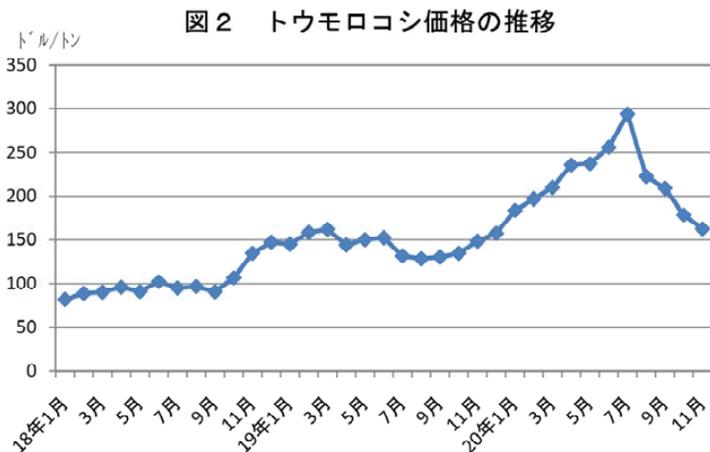
飼料費が生産費に占める割合は、搾乳牛で 43 %、肉用牛は、肉専用種で約 26 %、交雑種¹で 40 %、乳用種で 53 % を占める（平成 18 年度）。また、肥育豚では 62 % に上る。飼料費の高騰は、生産費の上昇と所得の減少をもたらした。酪農では、高齢化とあいまって、離農・廃業をもたらした。酪農農家数は、18 年 2 月の 2 万 6,600 戸から 20 年 2 月の 2 万 4,400 戸へと 2 年間で 2,200 戸、割合にして 8.3 % 減少した。また、肉用牛経営でも、所得が圧迫され、厳しい経営状況となっている。粗収益が生産費の一部である家族労働費（9 % 程度を占める）を賄えないときに推定所得と総生産費との差額の 8 割を補てん金として支払う肉用牛肥育経営安定対策事業では、20 年度第 2 四半期（7 ~ 9 月）は、肉専用種、交雑種、乳用種がすべて補てん対象となった。

酪農農家は、総農家数 284 万戸（平成 19 年）の 1 % にも満たない数であるが、国民の重要な栄養源である生乳約 800 万トンを生産している。365 日休みなく乳牛の世話をしな

なければならないため、専業農家でなければ酪農経営を続けることは難しい。まさに農家らしい農家が酪農を支えているが、その酪農で離農・廃業が増えていることは、我が国の農業にとって深刻な問題である。

配合飼料価格を決める要因は、輸入トウモロコシの価格、海上運賃、為替レートの三つとされる。このうち、為替レートはその時々水準で飼料価格の上下に影響するが、今回は、主に輸入トウモロコシの価格と海上運賃の上昇が価格高騰をもたらした。

我が国は、飼料用トウモロコシのほぼ 100 % を輸入に頼っている。飼料用として毎年約 1,200 万トンを入力しているが、その 95 % は米国からの輸入による。米国におけるトウモロコシ価格（シカゴ相場）を見ると、平成 18 年 9 月の時点では 90.5 ドル/トンであったが、価格上昇のピークとなった 20 年 6 月には 293.7 ドル/トンと約 3.2 倍に上昇した（図 2）。



注：シカゴ商品取引所における第一金曜日の期近価格
 (出所) 農林水産省資料より作成

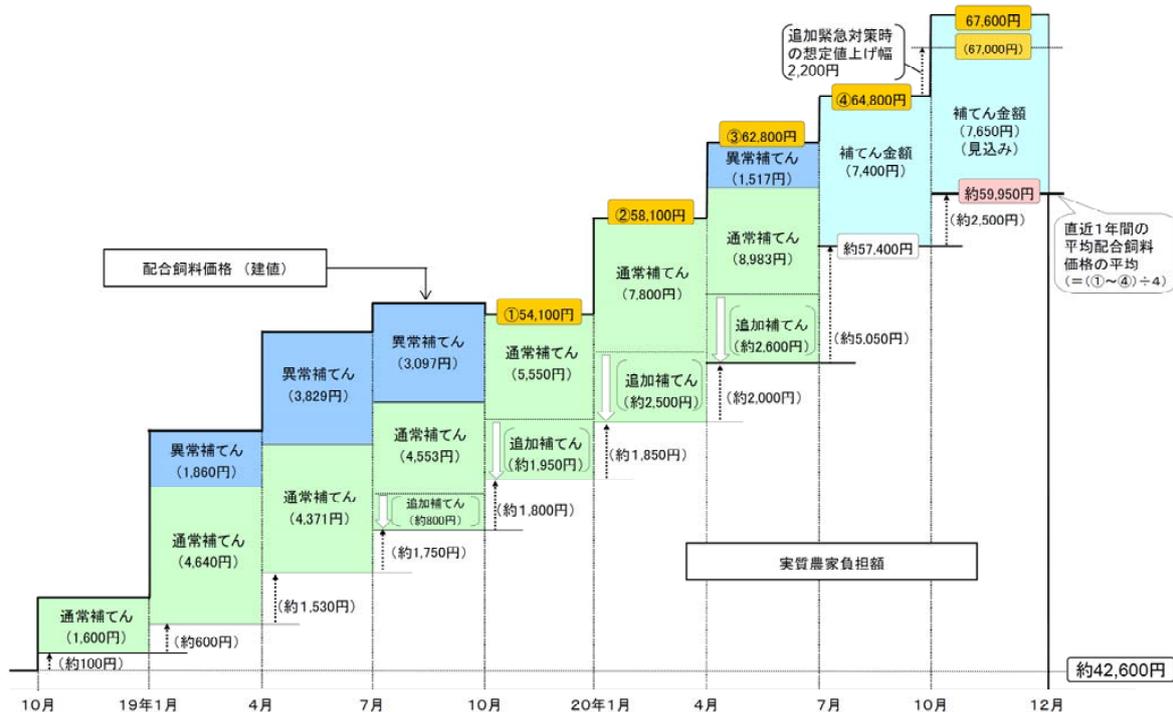
米国でのトウモロコシ価格の上昇は、新興国における食生活の高度化（動物性タンパク質摂取量の増大等）による飼料用需要の増大、バイオエタノール原料向け需要の増加、商品市場への投機資金の流入等が主な原因に挙げられる。中でも、米国における平成 18(2006) / 19(2007)年度のトウモロコシ生産高 2 億 6,760 万トンのうち、バイオエタノール原料向けに約 20 % の 5,377 万トンが振り向けられるなど、バイオエタノールの比重がここ 1、2 年で急激に大きくなっている。19(2007) / 20(2008)年度のトウモロコシ生産高は、3 億 3,448 万トンの大豊作となったが、バイオエタノール原料向けは 8,128 万トンと更に増加し、その占める割合も 4 ポイント増えて 24 % となった。また、20(2008) / 21(2009)年度には、その割合は更に増え、33 % にまで達する見込みである²。

もっとも、トウモロコシ価格は、生産量の増加、経済状況の悪化、商品相場からの投機資金引き揚げ等により、平成 20 年 7 月以降は急速に値下がりし、同年 11 月には 162.4 ドル/トンとピーク時の 55 % まで下がった。これを受けて、我が国の配合飼料価格も 21 年 1 - 3 月期は、5 万 4 千円/トン程度に値下げされた。トウモロコシ価格の低下は更に進む気配であるが、バイオエタノール生産向け需要がなおも増える見込みであることから、150 ドル/トン前後で落ち着くとみられる。これは、価格上昇が始まる前と比べて約 1.7 倍の水準である。

2 . 配合飼料価格安定制度による農家負担の緩和

配合飼料価格の上昇に対して、農家負担の増大を緩和するため、配合飼料価格安定制度が設けられている³。

図3 配合飼料価格安定制度による農家負担額の補てん状況



注1 「異常補てん」は、輸入原料価格が直前1か年の平均と比べ115%を超えた場合に、超えた額が異常補てん基金から通常補てん基金に交付される。

2 「追加補てん」は、直前四半期の農家負担額の104%を超える場合に超えた額が支払われる。

(出所) 農林水産省資料

配合飼料価格は、輸入飼料の価格を基に四半期ごとに決められる。配合飼料価格安定制度は、配合飼料価格が上昇した場合、当該四半期の価格から直前1年間の平均価格を減じ、その差額を農家に補てんする(図3)。差額の支払は、通常補てん基金によって行われる。同基金は、配合飼料メーカーが1,000円/トン、農家が500円/トンを積み立てることにより造成されている(年間360億円積立)。また、異常補てん基金が設けられており、輸入原料価格が直前1か年の平均と比べ115%を超えた場合には、超えた額が異常補てん基金から通常補てん基金に繰り入れられる。同基金へは、国と配合飼料メーカーが半額ずつ拠出している。

今回の配合飼料価格の高騰により、通常補てん基金及び異常補てん基金の支払いは、急激に増加した。平成18年度第2四半期末には、通常補てん基金は1,477億円、異常補てん基金は860億円の残高があったが、18年度第3四半期から20年度第1四半期までの1年9か月間で、通常補てん基金の支払額は2,097億円、異常補てん基金の支払額は568億円に達し、20年3月末には、通常補てん基金の積立金が枯渇する事態を迎えた。不足分は、外部からの借入によって賄われるが、民間金融機関からの資金借入枠は、協議により900億円までとされている。また、外部からの借入は、いずれ返済しなければならないが、それは積立を行う農家の負担を伴うことになる。借入れ額の増大は、将来の負担増を懸念する農家の脱退を誘発し、ひいては制度の存続を危うくする危険をはらんでいた。

政府・与党が平成20年6月に決定した20年度追加緊急対策では、異常補てん基金が

ら通常補てん基金へ繰入れを行う場合の基準引下げ（115 %から 112.5 %に引下げる。異常補てん基金からは 100 億円の支出増となる）、異常補てん基金による通常補てん基金への長期無利子貸付（300 億円）、4 %ルール（前期に比べて 4 %以上農家の負担が増える場合に 4 %を超える金額を農家に補てんする）の停止が行われた。こうした措置により、通常補てん基金は当面支払不能となる事態を回避することができた。

配合飼料価格安定制度は、農家負担の急激な増加を抑える仕組み、激変緩和措置に過ぎない。直前 1 年間の平均価格と比べた価格上昇分を差額として支払うという仕組みのゆえに、飼料価格の高止まりが続けば、補てん金額が減り、農家負担は上昇していく。こうしたことから、飼料価格が長期間上昇した場合でも対応できるよう、同制度の抜本的な見直しを求める声も上がっている。

しかし、配合飼料価格安定制度は、消耗資材である飼料の価格上昇に対し一定割合を補てんする、他に類を見ない制度であるゆえに、現行以上に農家負担を減少させる見直しは難しいものと見られる。飼料価格の高止まりに対しては、基準価格を定めて、それを超える価格上昇分を公的な負担で補てんするなどの緊急的な支援策の検討が必要となる。

3 . 国産自給飼料への切替え

飼料価格の長期的な上昇・高止まりへの対応策として、国産自給飼料への切替え、生産費上昇分の価格転嫁、経営支援対策の強化という三つの方法が挙げられる。

飼料は、粗飼料と濃厚飼料に分けられる。粗飼料には、稲わら、牧草、発酵粗飼料（WCS = ホールクロップサイレージ）などがある。濃厚飼料には、トウモロコシ、小麦、飼料用米、こうりゃんなどの穀物類のほか大豆油粕などがある。豚や鶏へは、濃厚飼料を給餌する。反すう動物である牛へは、濃厚飼料と共に粗飼料を給餌する。粗飼料の国内自給率は 75 %（18 年度）と比較的高いが、濃厚飼料の自給率は 10 %（同）と極めて低い。飼料自給率全体では 25 %であるが（平成 18 年度概算）政府は 27 年度に 35 %（粗飼料は 100 %、濃厚飼料は 14 %）まで引き上げることを目標としている。

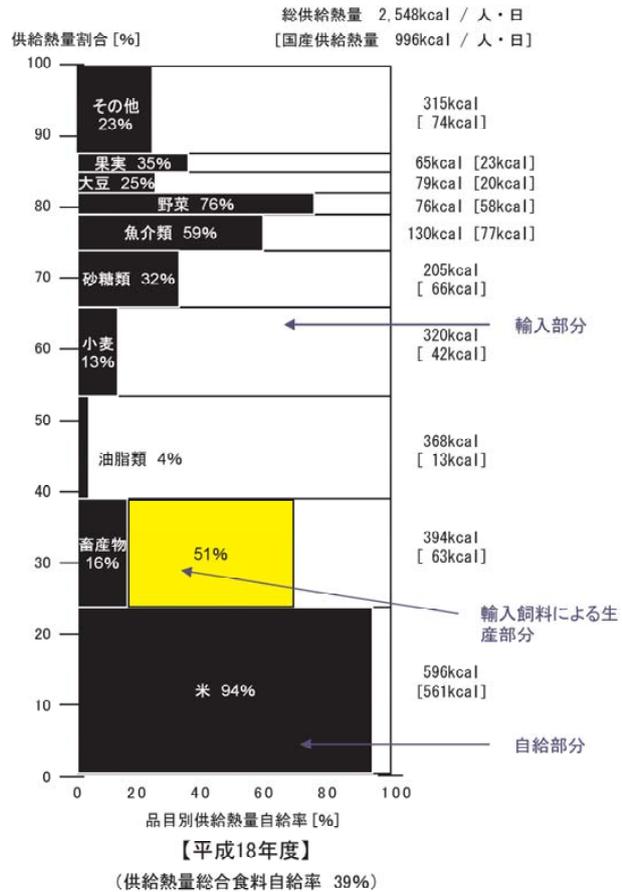
我が国の畜産は、トウモロコシを中心とした安い輸入飼料に頼って生産を拡大してきた。安価な輸入飼料を利用できることは、自前で飼料用の穀物をつくる耕地を持たなくても、特に、北海道に比べて 1 戸当たりの耕地が少ない都府県において、頭数を増やし規模を拡大することを可能にした。国産自給飼料への切替えは、こうした輸入飼料依存の経営を改め、輸入飼料の高騰が畜産経営に与える影響を抑えることをねらいとする。

また、輸入飼料から国産自給飼料への切替えは、我が国の食料自給率の向上を図る上でも重要である。我が国の食料自給率は、供給熱量ベースで 40 %であるが（平成 19 年度）これは、米国の 128 %（平成 15 年、供給熱量ベース。以下同じ）、フランスの 122 %、ドイツの 84 %、英国の 70 %、イタリアの 62 %などに比べて相当に低い。

昭和 36 年度には我が国の食料自給率は、78 %であった。それが 40 %前後まで低下したのは、食生活の洋風化が進み、畜産物や油脂類の消費等が増えたことが主因である。平成 18 年度の総供給熱量 2,548kcal / 人・日について供給熱量の多い品目順にその供給熱量と割合を見ると、米が 596kcal で 23 %、畜産物が 394kcal で 15 %、油脂類が

368kcal で 14 %、小麦が 320kcal で 12.6 %、砂糖類が 205kcal で 8 % となっている（図 4）。畜産物は、394kcal のうち、自給部分は 16 % に過ぎない。畜産物の品目別自給率（重量ベース）は、肉類 80 %、鶏卵 98 %、牛乳及び乳製品が 84 % と高いが、供給熱量ベースでは低い自給率となる。これは、供給熱量ベースでは、輸入飼料による生産部分の供給熱量をカウントしないことによる。輸入飼料がすべて国産飼料に置き換わったと仮定すれば、食料自給率は 7.9 ポイント上昇する⁴。今後、濃厚飼料の自給率を上げていくことが課題であり、飼料用米や食品残さを利用した飼料であるエコフィードが注目されている。

図 4 供給熱量ベースの食料自給率



4. 飼料用米の生産拡大

水田を活用する観点から飼料用米が注目されている。米由来の飼料としては、稲発酵粗飼料もある。飼料用米はイネの子実そのものであるが、稲発酵粗飼料ではイネの子実と茎を一緒に刈り取り、サイレージ（乳酸発酵させたえさ）にして牛に与える。飼料用米は、豚、鶏についてはトウモロコシ全量の代替、反すう動物である牛には2割程度の代替が可能である。米の生産調整面積は約 100 万 ha にも及んでいるが、飼料用米と稲発酵粗飼料は、農業者にとって作りやすいこと、生産に当たって米作りに使う機械を活用できることなど水田を活用する上でメリットが多い⁵。

飼料用米の生産については、山形県遊佐町での「飼料用米プロジェクト」が全国的に有名である。生活クラブ生協、庄内みどりJA、遊佐町、(株)平田牧場、山形大学等が連携して平成 16 年に同プロジェクトを立ち上げた。作付面積は、16 年の 8 ha から、17 年 19ha、18 年 61ha、19 年 130ha と拡大している。19 年産の作付面積は、全国の飼料用米作付面積 286ha の 45 % に当たる。生産された飼料用米は、(株)平田牧場が全量を買って豚に給餌する。米を給餌した豚は、「こめ育ち豚」と名付けられ、その肉やソーセージは、生活クラブ生協、全国各地との直接取引、直営店により販売される。

飼料用米生産の課題は、採算性である。(株)平田牧場は、飼料用米を 46 円/kg で農家から買い取っている。農家の収入を計算すると、10 a 当たりの単収が 600 kg として販売代金が 2 万 7,600 円、生産調整に係る産地づくり交付金等の助成金が 50,500 円とすれば、

合計7万8,100円となる(表1)。一方、主食用米を生産して得られる収入は、60kgで1万6千円(265円/kg)として、単収

表1 飼料用米生産農家の手取り試算

	販売価格	助成金	農家手取り
飼料用米35円/kg、単収600kg/10a	21,000	50,500	71,500
飼料用米46円/kg、単収600kg/10a	27,600	50,500	78,100
飼料用米46円/kg、単収700kg/10a	32,200	50,500	82,700
飼料用米46円/kg、単収1.5トン/10a	69,000	50,500	119,500
(参考)主食用265円/kg、単収500kg/10a	132,500	-	132,500

注：助成金は、遊佐町における平成19年度の実績(10a当たり：円)。(出所)筆者作成

500kg/10aでは13万2千円程度となる。飼料用米の収入は、主食用米に比べれば低いですが、主食用米の作付と組み合わせて飼料用米の生産を行うことを考えれば、8万円程度の収入があれば生産する意欲が生じるとみられる。

輸入トウモロコシの価格は、平成20年10月の時点で39円/kgである⁶。価格が下がってきているとはいえ、高騰前の20円/kgの水準まで下がることはなく、今後30~35円/kgの水準で推移するとみられる。輸入トウモロコシの代替という観点から、飼料用米をトウモロコシ並みの35円/kgでしか販売できないとすれば、10a当たりの収入は助成金を含めた収入が7万1,500円程度であり、この金額で毎年生産を続けるには苦しい水準とみられる。輸入トウモロコシと飼料用米との価格差が開けば開くほど、飼料用米の生産を続けることが難しくなり、助成金の水準がいくらになるかがポイントとなる。平成19年12月に決定された「農政改革三対策の着実な推進について」の「当面の生産調整の進め方」では、飼料用米や米粉用米等を新規需要米として生産調整にカウントすることが認められた。

また、栽培技術の向上や品種改良により単収をあげていくことも重要なポイントである。遊佐町では、専用の多収穫米を使っている。試験場レベルでの単収は、約700kg/10aであるが、将来は、技術の向上等により、1.5トン/10aも夢ではないとされる。仮に、単収1.5トン/10aとすれば農家の収入は、約12万円となる。単収を上げることは、その分助成金を減らすことにもつながる。

水田面積約239万ha(平成19年)のうち、生産調整として転作作物が作付られている面積は、約75万haである(図5)。このうちの調整水田等約20万haに、定着カウント分(果樹・改廃等)30万haのうちの20万ha程度を加えた約40万haで飼料用米の作付

図5 水稲及び転作作物の作付状況(平成19年)



(出所)農林水産省資料

が可能と考えれば、単収 700 kg / 10 a の計算で 280 万トンの収量となる。これを輸入トウモロコシの代替飼料として置き換えれば、食料自給率は約 1.1 ポイントの上昇が見込まれる⁷。飼料用米の増産と水田の活用に向けて助成金の再編・拡充等を検討することが望まれる。

5 . 販売価格への転嫁

飼料価格の高騰により生産費が上昇した場合、生産者にとっては、販売価格への転嫁を行うことが望ましい。販売価格への転嫁は、消費者が最終的に負担することになる。

酪農では、合理的な生乳流通と価格形成を図るため、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法により、都道府県に一つの生乳生産者団体が指定されている。さらに、北海道と沖縄は別扱いとして、複数の都府県を範囲とする八つの広域指定団体がつくられ、乳業メーカーとの乳価交渉が行われている。乳価交渉による価格改定は、通例年 1 回であり、毎年 10 月ごろから交渉を始め、翌年 4 月からの乳価を決定する。飼料価格高騰を受け、平成 20 年 4 月から飲用乳で 3 円 / kg の乳価引上げが行われた。しかし、もともと 10 円 / kg の引上げを要求していた生産者側は、これを不満として 20 年度に入ってから交渉を続け、その結果、20 年 10 月に広域指定団体である関東生乳販売農業協同組合連合会が大手乳業メーカー 3 社と 21 年 3 月から 10 円 / kg 引上げること合意した。これを受けて他の地域でも追随する動きとなった。

乳業メーカーが回答を延期するなど、乳価の引上げが難航する背景には、大手スーパーが乳業メーカーに対し価格形成力を持っていることがあるといわれる。乳価の 3 円引き上げは、最終製品では 10 円の引上げとなって跳ね返る。大手スーパーは、飲用牛乳の消費量が中長期的に下落傾向を示す中で、価格を引き上げれば、他の飲料との競合によりさらなる消費量の減少を招き、売上が減少することを理由に挙げる。また、安売りの目玉に牛乳が使われることも大手スーパーが価格引上げに難色を示す理由とされる。

大手スーパーが値上げに応じようとしないことは、優越的地位の濫用であり、独占禁止法第 19 条が禁止する「不公正な取引方法」に当たるのではないかとの声が上がっている。公正取引委員会は、大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法として、不当な返品、不当な値引き、不当な委託販売取引、特定商品等の買いたたき、特別注文品の受領拒否、押し付け販売等、納入業者の従業員等の不当使用等、不当な経済上の利益の収受等、要求拒否の場合の不利益な取扱い等を挙げている。大手スーパーには、これらに直接当てはまる事例は生じていないと見られている。牛乳の安売りにしても、「不当廉売」として禁止するには、過去の事例から「仕入れ価格を下回る価格で商品を継続して販売する」、「他の事業者の事業活動が困難となるおそれがある」などの要件に当たることが必要と解されており、何度か安売りを行っても、直ちに不当廉売として禁止されるわけではない。

生産費上昇分の販売価格への転嫁は、民と民との取引によって決まるものであり、不用意に行政が関与することは、かえって適正な価格の形成をゆがめるものであろう。しかし、平成 20 年 4 ~ 9 月期の総受託乳量は、都府県では経産牛の頭数減少や暑さによる乳量減

少により、96.5 %に減少するなど、飲用向け生乳の供給量が減ったにもかかわらず、牛乳の消費者価格は上がらなかった。需要と供給による価格形成メカニズムが働いていないと言うべきであり、その点は問題とされるべきである。

6 . 経営支援のための各種助成制度

乳価は、平成 21 年 4 月から 10 %引き上げられることになったが、それでも経営は厳しいという声が酪農農家から上がっている。生産費の上昇に見合う適正な価格転嫁が難しいのであれば、助成金による経営支援の拡充等を検討する必要がある。

飼料価格高騰により生じた畜産・酪農危機に対し、政府・与党は、平成 20 年 2 月に 1,871 億円、更に同年 6 月に 738 億円の対策をそれぞれ行った。特に、6 月の追加緊急対策では、戦後初めて加工原料乳生産者補給金、肉用子牛補償基準価格、牛肉及び豚肉の安定価格等の政策価格を年度途中に引き上げる期中改定も行われた。

畜産・酪農経営に対する支援は、配合飼料価格安定制度を除けば、畜種別に組み立てられている(表 2)。各種支援制度を見ると、価格支持制度に分類できる施策が目立つ。直

表 2 畜産・酪農における主な経営支援制度

対象	名称	概要	政策の種類
全畜種	配合飼料価格安定制度	配合飼料価格の変動が畜産経営に及ぼす影響を緩和し、畜産経営の安定を図る。	えさ代補てん
乳用牛	加工原料乳生産者補給金制度	加工原料乳地域(北海道)の生乳の再生産の確保等を図ることを目的に、加工原料乳の生産者に補給金(11.85円/kg)を交付。	直接支払
肉用牛	肉用牛肥育経営安定対策事業	肉用牛肥育経営の安定を図るため、生産者の拠出と国の助成により基金を造成し、収益性が悪化したときに家族労働費と推定所得の差額の8割を補てんする(20年2月の緊急対策で物財費割れの一部を補てん)。	家族労働費の不足払い
	牛肉の価格安定制度	農畜産業振興機構の需給操作等を通じて安定価格帯の幅の中に卸売価格を安定させることにより、価格の乱高下を防ぎ、消費者への食肉の安定供給を図るとともに、生産者の経営安定に資する。	安定価格帯を定めての価格支持制度
肉用子牛	肉用子牛生産者補給金制度	肉用子牛の価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を交付することにより、肉用子牛生産の安定を図る。	基準価格を定めての不足払い(価格支持制度)
養豚	地域肉豚生産安定基金造成事業	都道府県段階において、生産者等が自主的に積み立てて実施している肉豚の価格差補てん事業に対し、この「生産者積立金」が不足した場合に、これをバックアップするための「地域肉豚生産安定基金」を造成。	基準価格を定めての不足払い(価格支持制度)
	豚肉の価格安定制度	農畜産業振興機構の需給操作等を通じて安定価格帯の幅の中に卸売価格を安定させることにより、価格の乱高下を防ぎ、消費者への食肉の安定供給を図るとともに、生産者の経営安定に資する。	安定価格帯を定めての価格支持制度
鶏卵	卵価安定基金制度	鶏卵価格の変動により生ずる鶏卵生産者の損失を補てんすることにより、鶏卵の生産および価格の安定を図る(現在の補てん基準価格は191円/kg)。	基準価格を定めての不足払い(価格支持制度)

注：「政策の種類」の欄は、筆者による分類。

(出所)『畜産をめぐる情勢について』(平20.1.29)(農林水産省)より作成

接支払に分類できるのは、加工原料乳生産者補給金である。その他は、一定の基準価格を定めた上で不足払いを行うもの等となっている。

畜産・酪農における経営支援制度の特徴は、畜種ごとに制度が分かれていることであるが、そのことが全体の制度を複雑化し、分かりにくくさせている面がある。支援の在り方を抜本的に整理することを検討すべきではないか。その際、参考となるのがE Uなど諸外国における動向であろう。

7．E Uにおける畜産・酪農支援

E Uでは、平成 15(2003)年の共通農業政策(C A P)改革において、他の農産物と同様に酪農及び食肉部門の両方に単一支払制度(S P S)を導入することが決定された。単一支払制度は、酪農と食肉部門のいずれも17(2005)年から導入が開始された。

酪農の生乳については、それまで目標価格を定めて市場介入を行う価格支持制度が行われていたが、この改革により同制度は、平成 16(2004)年6月末に終了することとなった⁸。また、脱脂粉乳とバターについては、現在でも価格支持制度が残されているが、市場介入価格は15(2003)/16(2004)年から19(2007)年まで毎年引下げが行われた。価格支持制度撤廃の代償として、16(2004)年から19(2007)年にかけて酪農家への直接支払が行われた。直接支払は、毎年、農家を単位として支払われ、全酪農家に対して等しく支払われる酪農補助金と加盟国が決定する基準によって支払われる追加的な支払の二つの要素から成っていた。直接支払は、19(2007)年までに単一支払制度に統合された。

食肉部門でも酪農と同様に、生産から切り離れた単一支払制度が導入され⁹、それまでの各種直接支払を単一支払制度に統合していくことになった。もっとも、加盟国の選択により、単一支払制度への移行が生産の廃止や混乱をもたらすと考えられるときには、以前の生産にリンクした直接支払を維持することもできるようになっている。支払額の算定は、単一支払制度では面積に応じて行われる。なお、単一支払制度を受けるためには、クロス・コンプライアンスとして良好な農業及び環境に関する基準を遵守することが要求されている。

このようにE Uの畜産・酪農は、生産から切り離れた直接支払である単一支払制度に原則的に移行した。これは、W T O農業協定上、黄の政策として削減が求められる補助金を緑の政策として存続可能な補助金に衣替えし、農家の保護を継続するためであった。

8．W T O農業交渉の影響

平成 13(2001)年から始まったW T Oドーハラウンド交渉が妥結すれば、農産品の関税引下げが行われる見込みである。我が国の畜産・酪農品の関税率は、牛肉 50 % (譲許税率。暫定税率は 38.5 %)、鶏肉(骨付きモモ) 8.5 %、鶏卵 20 %、バター 360 %、脱脂粉乳 218 %などとなっており¹⁰、酪農品は比較的高い関税率で守られている。

国産品と輸入品を比べてその価格差が大きいとき、国産品を守るためには高い関税率の設定が求められる。我が国の主な高関税品目は 169 と言われており¹¹、W T O農業交渉では、関税率削減の幅を小さくできる重要品目の十分な数の確保を主張している。しかし、

平成 20 年 12 月に提示されたファルコナー農業交渉議長のモダリティ第 4 次改訂版では、重要品目の数は、原則全品目の 4 %、代償付きで最大 6 %となっている。また、6 %に拡大するときには、代償措置として低関税輸入枠の割当拡大(3.5 ~ 4.5 %)が求められている。重要品目の数について、我が国は 8 % (品目数 107) の確保を主張している。しかし、仮に 6 % (品目数 80) で決着した場合、数が不足する分の調整が必要となり、酪農品の扱いも予断を許さない。

酪農品の関税率引下げ幅によっては、安い輸入品が入り、我が国の酪農は今以上の厳しい状況に置かれるため、補助金の充実等、支援の在り方を根本的に見直すことが求められる。その場合、貿易をゆがめるとしてその削減が求められる黄の政策に位置付けられる補助制度を拡充して措置することには、WTO 上の制約がある。ウルグアイラウンドでは、黄の政策についての我が国の約束水準は、約 4 兆円である。しかし、ドーハラウンド交渉では、黄の政策の補助金について我が国は 70 %程度の削減が求められており、約 1 兆 2 千億円まで引き下げられる可能性がある。

9 . 終わりに

EU 及び米国は、各種の補助金をできる限り削減が求められない緑の政策に適合したものにすることによって、農業の保護を図ろうとしている。我が国の畜産・酪農への公的支援も、緑の政策として再編することが求められよう。そのためには、抜本的な制度の見直しを必要とするが、それは、我が国の畜産・酪農の将来を確かなものにする上で避けて通れない道と思われる。

-
- 1 酪農経営では、雌牛に乳を出させるため、乳用種又は肉専用種の雄牛の精子を掛け合わせて子牛を産ませる。乳用の雌牛と肉専用種の雄牛を掛け合わせて産まれた子牛を交雑種という。
 - 2 *USDA Long-Term Agricultural Projection Tables*, February 2008. <<http://www.ers.usda.gov/publications/oce081/>>
 - 3 昭和 43 年に民間の制度として通常補てん制度が創設された。また、50 年に畜産経営者の負担能力を超える配合飼料価格の高騰は国と民間の共同責任で対処すべきとの観点から、異常補てん制度が設けられた。
 - 4 畜産物の供給熱量 394kcal のうち輸入飼料による生産部分は 201kcal。これは、総供給熱量 2,548kcal / 人・日の 7.9 %に当たる。
 - 5 稲発酵粗飼料の生産では、刈り取った稲を丸めるロールベアラーとラッピングマシンを用意する必要があり、その分機械の費用負担が増える。
 - 6 財務省「貿易統計」。船に積み込むまでの輸出価格に運賃や船荷保険料を上乗せした C I F 価格である。
 - 7 『食料自給力の強化のための取組と食料自給率 50 %のイメージ』(平 20.12.2)(農林水産省)では、飼料用米 26 万トンで + 0.1 %の自給率向上と試算されている。同 280 万トンで換算すると + 1.1 %となる。
 - 8 欧州委員会 (European Commission) 資料。 "*The milk sector*" <http://ec.europa.eu/agriculture/capreform/infosheets/milk_en.pdf>
 - 9 同上。 "*The meat sector*" <http://ec.europa.eu/agriculture/capreform/infosheets/meat_en.pdf>
 - 10 豚肉には、差額関税制度が設けられている。同制度は、輸入豚肉の価格が低いときには、基準輸入価格 (409.90 円 / kg) に満たない部分を関税で徴収し、国内養豚農家を保護する。
 - 11 『日本農業新聞』(平 20.12.9)